

保振業務 19 第 261 号  
平成 20 年 3 月 17 日

発行会社 各 位

株式会社 証券保管振替機構  
業務部長 齊藤 宗孝

**保管振替機関への預託に伴い生じる株主権の空白期間を  
解消するための「権利確定日前日預託」の御紹介**

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、証券保管振替制度の運営に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 21 年 1 月に予定されている株券の電子化を控え、株主から預託の相談を受けた場合等の御参考としていただきたく（ ）、株主権の空白期間を解消するための事務取扱いについて、改めて御案内申し上げます。

保管振替制度において、期中に機構へ株券を預託した場合、株主の名義が、株主名簿および実質株主名簿の双方に記載されない期間（これを株主権の「空白期間」という。）が生じるため、少数株主権の行使にあたり必要な継続保有期間を充足できなくなることを懸念する株主が、機構への預託を敬遠されているとの指摘があります。これに対し、当該「空白期間」問題を回避するための事務取扱い（所謂「権利確定日前日預託」）を構築し、平成 14 年 9 月より実施してきております。（別添資料参照）

なお、株券の電子化施行日の 2 週間前の日から株券の預託が制限されることもあり、電子化施行日の 2 週間前の日から施行日前日までの間を権利確定日等とする権利確定日前日預託は利用することができません（期末日及び中間期末日が 12 月末となるような銘柄については、6 月末が当該事務の最終取扱いとなります。）。

また、株券の電子化直前には、預託が集中し、関係者における事務（預託事務、名義書換事務）に相当の負荷がかかることも考えられることから、権利確定日前日預託を含め、保管振替制度への預託については、できるだけ早期に行っていただけるよう御配慮願います。

参加者によりましては、当該事務取扱いを行っていない場合がありますので、予め参加者へ御相談くださいますようお願い申し上げます。

（ ）名義書換済の株主が、保管振替制度への株券の預託を行わずに、株券の電子化を迎えた場合には、本人名義の特別口座に株式が記録されます。

敬具

【本件についてのお問い合わせ】

（株）証券保管振替機構 業務部 03（3661）1836

保振業務 14 第 86 号  
平成 14 年 9 月 24 日

発行会社代表者 各位

株式会社 証券保管振替機構  
代表取締役社長 竹内克伸

保管振替機関への預託に伴い生じる株主権の  
「空白期間」を解消する事務取扱い実施のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は保管振替事業の運営について格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、従来より、株主が本人名義の株券を保管振替機関へ預託した場合、当該株券が保管振替機関名義に書き換えられてから当該預託後最初に迎える基準日に係る実質株主通知が行われるまでは、当該株主の名義が株主名簿及び実質株主名簿の双方に記載されないことから、当該株主が株主であることを証する株主名簿又は実質株主名簿の記載の継続性につき、「空白期間」を生じる場合があります（別紙1参照）。その結果、当該株主が商法上の株主としての権利を行使することができなくなるおそれがあることや大株主がこの問題を意識して保管振替機関への預託を躊躇し、預託推進の阻害要因となっていることが指摘されてきました。

従来のこの「空白期間」の問題への対処としては、関係法令の改正を待たなければならぬという認識が一般的であったことから、主務官庁への法改正を要望するに留まっていたところです。しかしながら、当機構はより一層の預託を推進するため、このたびこの「空白期間」の問題を解消する方法について検討を行い、実務の工夫によりこの問題を回避できる事務取扱いを別添のとおり構築し、先日各参加者へ通知致しました。

つきましては、今後期末日ないしは中間期末日を迎えるにあたり、大株主などからこの取扱いを利用して当機構への預託がなされることとなりますことから、発行会社各位に当該取扱いの実施についてお知らせ申し上げますとともに、趣旨についてご理解賜わり、ご協力をお願い申し上げます。

敬 具

保管振替機関への預託に伴い生じる株主権の  
「空白期間」を解消する事務取扱いについて

1. 対象となる株主

「空白期間」の問題を心配されている大株主など

2. 預託に係る参加者の事務処理

参加者は、当機構への当該株主の本人名義の株券の預託は期末日の前営業日に行うこととします。預託に際して参加者が行う事務手続きは、通常の預託と同様です。なお、あらかじめ当該株主からは、預託後、期末日を越えるまでは一切の交付・振替請求をしない旨の了解を得ておく必要があります。

3. 当機構の事務処理

当機構は、期末日の前営業日に預託を受けた株券を、当該銘柄の他の株券と同様に、期末日の正午に期末残高が確定したのち名義書換の請求をします。

4. 考え方

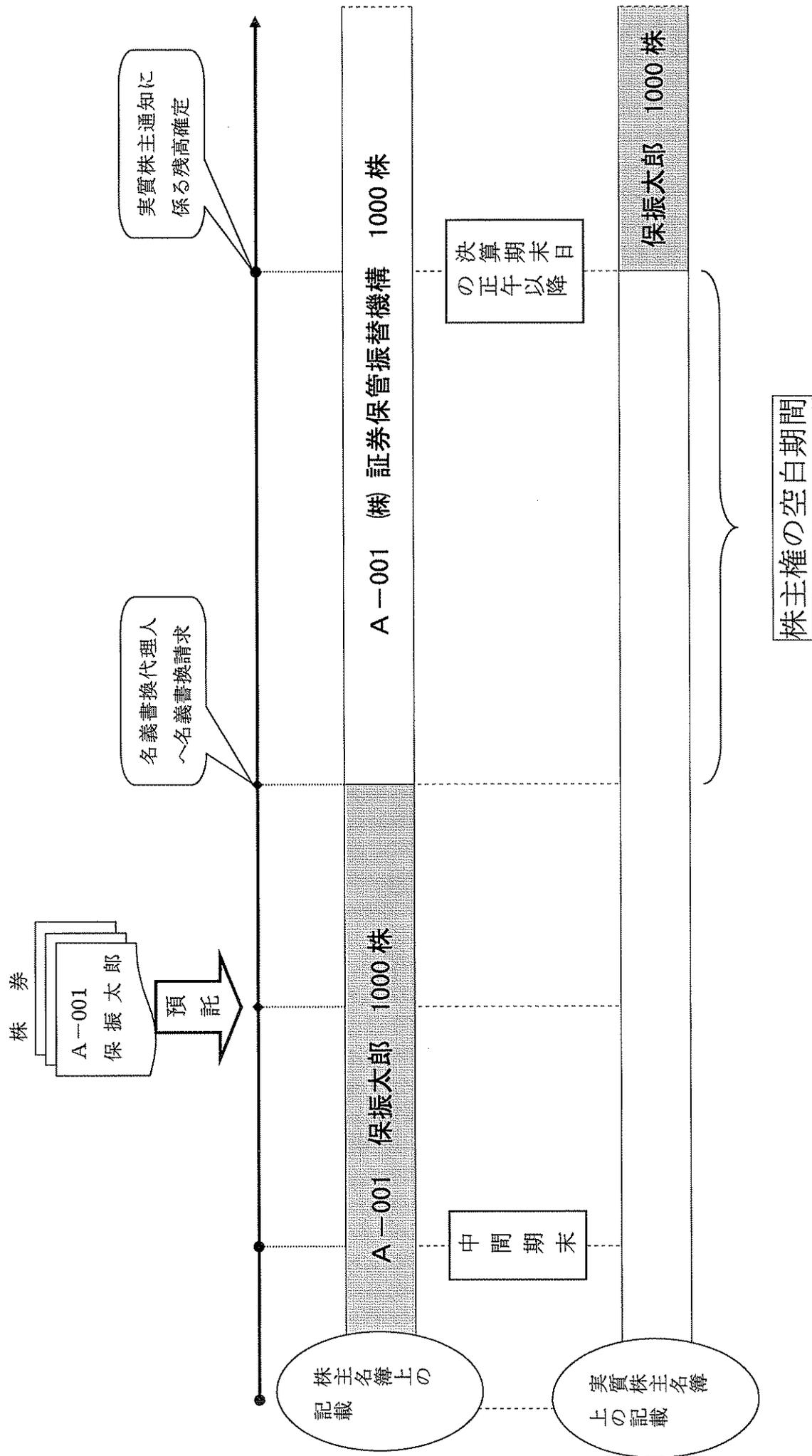
当機構は、上記の事務処理を行うことにより、期末日の午後における株主名簿上の当機構名義の株式数（機構名義失念株式を除く。）と確定した期末残高との一致が図られ、一方で当該株主については、上記2. の了解により、期末日の前営業日に預託した株券に係る株式を期末日を越えるまで移転させることができないことから、当該株主の株主としての地位の継続性の担保が実務において得られ、形式的にも期末日の正午に期末残高が確定した時点で実質株主名簿の名義記載が行われ、一方株主名簿上の名義書換は期末日の正午以降に行われることから、双方の名簿上においても名義の記載の継続がなされるものと考えており（別紙2参照）、上記事務処理が適切に行われる限りにおいては、当該株主の株主権に「空白期間」は生じないとの見解を法務省から得ております。

5. 実施時期

本取扱いは、参加者への通知後最初に到来する基準日から実施致します。

以上

＜保振預託に伴う株主権の空白期間＞



<新たな事務取扱い>

